

## 千葉市条例第44号

### 千葉市福祉有償運送運営協議会設置条例 (設置)

第1条 本市は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の7に規定する運営協議会として、千葉市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録（法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、原則として委員全員の一致によりこれを決する。

(関係者の出席等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。